解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

高知県長岡郡本山町本山字帰全山二一三三番地七

財団法人兼山会

代表清算人　畠山　権治

解散公告（第三回）

当組合は、昭和七年三月二十二日存立時期満了により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

熊本県玉名郡和水町高野一三四九番地の三

無限責任東郷信用購買販賣組合

清算人　盛多　真生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月十五日開催の理事会及び平成二十四年二月二十二日開催の評議員会の議決により平成二十四年三月三十一日宮崎県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

宮崎県都城市高崎町大牟田一二三二番地

学校法人鳴峰学園

清算人　尼子　玄章

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月七日開催の評議員会の審議を経て、平成二十四年二月十四日開催の理事会の議決を得て、沖縄県知事の許可により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

沖縄県那覇市字小禄一八三一番地一

財団法人雇用開発推進機構

代表清算人　知念　榮治

配当公告

愛知県安城市村高町藤野里六七番地

破産者　太田鉄筋工業有限会社

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十三年（フ）第三五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一二〇、五二八、九二〇円

（内優先債権額　金一、四九二、九二六円）

一、配当をすることのできる金額

金一二、四二七、八九五円

（内優先債権額　金一、四九二、九二六円）

平成二十四年四月二十日

愛知県岡崎市竜美北一丁目三番地三三

破産管財人　倉内　充雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市和戸町七一三番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　雨宮　務

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十日

山梨県甲府市丸の内二丁目三三番九号山浦ビル二階井上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　昌幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市大字岩崎一五〇〇番地、最後の住所愛知県小牧市大字小松寺六六一番地八

被相続人　亡　杉本　喜彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号住友商事名古屋丸の内ビル九階不二法律事務所

相続財産管理人　髙橋　俊光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府河内長野市荘園町二四番、最後の住所大阪府河内長野市荘園町二四番一五号

被相続人　亡　白出　哲次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階堺みなと法律事務所　相続財産管理人弁護士　唐﨑　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市栄本町三一四一番地、最後の住所大阪府池田市栄本町六番一号、住民票上の住所大阪府池田市栄本町一〇番九号

被相続人　亡　伊左次静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十日

大阪市北区西天満六丁目二番一一号第一住建梅ヶ枝町ビル五〇一号

相続財産管理人　豊藏　廣倫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市泉都町一番、山口県山口市小郡平成町一番一八―六〇八号

被相続人　亡　横山ミツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十日

山口県防府市大字向島六二八番地

相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市吉見本町二丁目一三〇〇番地、最後の住所山口県下関市吉見本町二丁目一四番二三号　被相続人　亡　粟根満知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十日

山口県下関市細江町一丁目六番一号下関第一法律事務所

相続財産管理人　臼井　俊紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市蔵原町二二八九番地一、最後の住所宮崎県都城市南横市町四〇〇〇番地清風園　被相続人　亡　時吉　徳治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十日

宮崎県都城市高木町四八一四番地の四

相続財産管理人　永野　文子

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号の規定に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十日

広島県広島市西区南観音六丁目四番三一号

株式会社リョーセンエンジニアズ

規約型確定給付企業年金清算人

久次　正伸

第12期決算公告　平成24年4月20日

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク、セブンス・アベニュー888、26階

インダス・キャピタル・アドバイザーズ・インク

日本における代表者

ハワード・マーティン・スミス

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	125,429
	固定資産	47,859
	資産合計	**173,289**
負債及び純資産の部	流動負債	30,852
	負債合計	**30,852**
	株主資本	142,436
	資本金	777
	利益剰余金	141,659
	純資産合計	**142,436**
	負債・純資産合計	**173,289**

(注)　当期純利益　27,981千円